

平成 20 年 7 月 24 日  
東京電力株式会社  
柏崎刈羽原子力発電所

**区分：**

場所	4号機原子炉建屋付近屋外	
件名	4号機原子炉建屋付近屋外（非管理区域）における病人の発生について	
不適合の概要	平成 20 年 7 月 23 日午後 1 時 30 分頃、4号機原子炉建屋付近の屋外（非管理区域）において、芝刈り作業を実施していた協力企業作業員が頭痛を訴えたために、業務車で病院へ搬送しました。なお、当該作業員の意識はありました。	
安全上の重要度 / 損傷の程度	< 安全上の重要度 > 安全上重要な機器等 / <u>その他設備</u>	< 損傷の程度 > 法令報告要 法令報告不要 調査・検討中
対応状況	診察の結果、高温のもとで作業を行ったことによる脱水症と診断されました。作業員の体調管理のため、今後とも休憩や適度な水分補給を心がけるよう注意喚起を行います。	